

発議第 1 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の件について、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び滋賀県後期高齢
者医療広域連合議会会議規則第 15 条の規定により提出します。

平成 24 年 2 月 16 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

提出者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 西 澤 久 夫

賛成者 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 竹 山 秀 雄

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、関係市町（滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号。以下「規約」という。）第2条に規定する関係市町をいう。以下同じ。）の長又は副市町長の職を兼ねる者については、これを支給しない。

第3条第3項中「滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）」を「規約」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。